

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等
に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

1. 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる国際運送貨物に係る税関手続に、外国貿易機等の運航者等による当該外国貿易機等に係る予約者の予約情報等に関する報告及び輸出してはならない貨物又は輸入してはならない貨物に係る認定手続における証拠の提出等を追加することとする。
(別表関係)
2. この政令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとする。